

様式第 16 号(第 15 条関係)

開発許可を受けた者の住所及び氏名	米子市中町 20 番地		地位の承継	承継人の住所及び氏名	
	米子市土地開発公社 理事長 角 博明				
開発許可の年月日及び番号	平成 23 年 1 月 18 日 受米建指第 3320 号		承継(受理)年月日		承継の原因
許可内容	開発区域に含まれる地域の名称	米子市 二本木字大向 132 番 4、字高田屋敷 210 番 15、字甘草田東 220 番 1 字星田 255 番 1、字勢勇 609 番 3、字板橋 620 番 10、 淀江町佐陀字藤ノ木 1 番 4			備考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等 <i>34条の2</i> 2 許可条件 (1)この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること (2)開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3)万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届けること (4)法第 36 条第 3 項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません
	開発区域の面積	50,000.29㎡	工区別面積		
	予定建築物等	コンデンサ用・電池用セパレータの製造工場 (自己用以外)			
	法第 41 条第 1 項の規定による制限の内容				
変更許可	年月日	変更の内容			
完了検査	工区名	検査年月日	検査済証	完了公告の年月日及び番号	
		平成 24 年 3 月 23 日	平成 24 年 3 月 26 日 受米建指第 4783 号	平成 24 年 3 月 28 日第 54 号	